

平成16年（ネ）第6238号事件

控訴人 佐藤瀧三郎 外1名

被控訴人 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 外1名

控 訴 答 弁 書

平成17年2月14日

東京地方裁判所民事第14部合議ろB係 御中

被控訴人 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

上記訴訟代理人弁護士

多 久 島 耕 治



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人らの被控訴人社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する答弁

- 1 被控訴人社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下、「被控訴人事業団」という）の事実上、法律上の主張は、原審の口頭弁論において述べたとおりであり、これに反する控訴人らの主張は全て否認ないし争う。
- 2 控訴人らの主張は、主治医、専門医及び日常的に進氏を支援していた専門職たる七生福祉園職員らの陳述を悉く無視し、さらに宣誓証人の証言まで虚偽であると切り捨てて虚構の前提事実を創りあげたうえ、推論に推論を重ねた因果関係事実を主張するもので、極めて非現実的な空理空論にすぎない。

控訴理由書 8 頁で追加的に主張する因果関係事実についても、上記の空論の域を出るものではない。

控訴人らの主張する眼球上転時の進氏の状態が虚構であることは、控訴理由書 11 頁において、進氏の視野が下方のみならず前方まで著しく狭まっていたなどと主張されていることが良い例である。

- 3 被控訴人事業団の運営する七生福祉園は、利用者の地域社会における自立のための支援という目的を持った知的障害者更生施設であるから、そこでは、個々の利用者の知的障害の状況・程度を具体的に把握したうえで、福祉の専門職員らの間で検討に検討を重ね、様々な生活場面において利用者が真に必要なとする支援を提供することが求められている。

したがって、控訴人らの主張するがごとく、IQ の低さや知的障害の度数のみに基づく判断能力や理解力等についての漠然とした不安感から見守り等の支援を行うことは、そもそも施設の性格上予定されていない。

- 4 なお、新たに提出された甲 35 号証について言えば、同証拠中のデータやパニックに関する記載は、主に海などの広い場所での溺水に関するもので、本件にはほとんど当てはまらない。また体力のない高齢者の溺水と知的障害者の溺水を同視することも適切でない。
- 5 以上のとおりであるから、控訴人らの主張には何ら理由がない。

以上